

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号
損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外 247 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2019年9月11日

準備書面 12

(被告らの行為により広範な二次被害が生じていること)

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健 夫



同 山本 志 都



同 指 宿 昭 一



同 中 井 雅 人



1 『復刻版 全国部落調査』が広範な二次被害を及ぼしていること

(1) 被告官部による開き直り

被告官部らは、2016年7月5日に開かれた本件第1回口頭弁論期日後に記者会見を開いたが、そこで下記の発言をした。

記者：原告は、出版することで、部落の人たちへの差別が深刻化すると陳述して

いた。

被告官部：全国部落調査がネットに出たのが今年の1月5日。そんなに深刻な問題だったら、自殺者の1人や2人でも出ているかと思ったら、まったくないわけです。部落に住んだからといって、じゃあ、どうっていうものでもないし、問題はもっと別のところにあると言いたい。

しかしながら、被告らが出版し、インターネット上でデータをばら撒いた『復刻版 全国部落調査』は、下記のとおり広範な被害を発生させている。被告官部は、「自殺者」が出なければ『復刻版 全国部落調査』による被害は存在しないかのようには嘯いているところであるが、もちろん、自殺者が出なくても広範な被害は発生する。被告官部の当該発言は、被告官部の人権感覚の欠如を如実に示すものであり、本件に関する被告らの悪質性をよく示す事実である。

下記に、被告らによってインターネット上でデータがばら撒かれた『復刻版 全国部落調査』を悪用したことが明白なケースを複数指摘する。

(2) 滋賀県シルバー人材センター事件（2017年発生）

2017年3月、滋賀県内のシルバー人材センターの喫茶コーナーのカウンターにA3サイズの文書が置いてあるのが同所従業員により発見された。当該書面には「Kの有名人」などと題して多数の有名人が記載され、「B地区出身の著名人」などと題して多数の有名人の実名が記載されるとともに「滋賀県内の同和地区データ」と題して滋賀県内の自治体について具体的地名、戸数、人口の記載がなされていた。

当該文書における「K」との表記は朝鮮半島にルーツを持つ者に対する賤称、「B」とは同和地区（被差別部落）にルーツを持つ者に対する賤称であると思われる（証拠提出にあたっては被告らが裁判関係の資料をインターネット上で公開していることを考慮し、具体的人名はマスキングして提出する）。

その上で、「滋賀県内の同和地区データ」と題した記事は、まさに『復刻版 全国部落調査』から得た情報を転記したものであった。当該文書に関する報告書（甲3

47号証)に明らかなとおり、「滋賀県内の同和地区データ」記事に記載された地名等のデータは『復刻版 全国部落調査』における記載内容とほぼ完全に一致している。不一致の部分は①単なる誤植、②『復刻版 全国部落調査』の別地域の記載を誤って転記したと思われる記載であって、②の誤りなどはむしろ「滋賀県内の同和地区データ」が『復刻版 全国部落調査』のデータを引用していることを逆に裏付ける事情である。

何者が当該文書を作成し、シルバー人材センター内に放置したかは不明であるが、放置した場所がシルバー人材センター内の喫茶コーナーという不特定多数が出入りする場所であったことを考慮すれば、同所従業員にたまたま発見されなければ不特定多数の目に触れる可能性は極めて高かったと言える。

(3) 古河市職員ストーカー事件(2018年発生)

2018年、古河市の男性職員が同僚の女性職員に対してストーカーを行っていた事件が摘発された。加害者男性は被害女性を騙って商品を注文する嫌がらせ行為など行っていたが次第にエスカレートし、地元の部落解放運動団体である「部落解放愛する会」(部落解放同盟とは別の運動団体)に対し偽造した「差別告発文」を送る行為に出た。

当該偽造「差別告発文」は、被差別部落出身者からの投稿を偽り、被害女性が「〇〇(*実際の文書では具体的地名が記載されている)は部落だからその男性とは結婚するな、特に△△姓はやめろ、と親に言われている」「本人(=被害女性)もエタ、ひにんは、何をされるかわからない。〇〇には怖いから一人では行かないと言っていたそうです」などと発言したから「ぜひ糾弾してください」と要請する内容であって、同書面には被害女性の実名と住所・電話番号が記載されていた(甲348号証)。

この事件の加害者男性はかつて人権教育を担当する部署に在籍していたことがあり、かかる知識経験を悪用して当該偽造「差別告発文」を作成し、解放運動団体

が被害女性に対して「糾弾」を実施することを企んでいた。

加害者男性はその後、解放運動団体である「部落解放同盟全国連合会」（部落解放同盟とは別の運動団体）による事実調査に対する質問に対して、

「今年の6月頃です。告発文を作成するにあたり、彼女の地元〇〇の同和地区について情報蒐集していたところ、インターネットサイト「同和地区 Wiki」の中の「茨城県」で見つけました。

「最初からこのサイトを選んだわけではなく、検索サイト Google で「〇〇 同和地区」を入力したらこのサイトがヒットしました。今回、この「同和地区 Wiki」サイトを見て正直、驚きました」

「全国の被差別部落が一覧として掲載されており、このようなデータが簡単に閲覧できてしまったからです。それまでは差別的情報サイトを見たことはございませんでした」

との回答を行なっている。加害者男性が閲覧したという「同和地区 Wiki」は時期的には「ミラーサイト」ではないかと考えられるが、被告らの行為を原因として本件出版物に記載されていた情報がストーカー犯罪のツールとして悪用されたケースであり、被告らの本件各行為がもたらす悪質な人権侵害の一例と言える。

また、加害者男性は自らの両親や親戚から繰り返し「結婚相手が同和地区出身かどうか」という話題や「同和地区出身者の職業に関すること」を「具体的に地区と姓をあげ」て話された旨自白しており、現在も根強く残る部落差別の存在を裏付けている。

(4) 佐賀県フリーマーケット「メルカリ」での『復刻版 全国部落調査』販売事件（2019年発生）

2019年1月から3月にかけて、インターネット上のフリーマーケットである「メルカリ」において、本件出版物である『復刻版 全国部落調査』そのものを印

刷した出版物が3冊販売されるという事件が発生した（甲349号証、甲350号証）。

出品者はハンドルネーム「まりっか」を名乗る19歳の未成年者であり、当該出品を知った佐賀県唐津市職員経由の通報により「メルカリ」から当該出品情報を削除するよう連絡を受けて出品を取り下げたが、それまでの間に3冊が売れていたという。

2019年8月11日に実施された佐賀県職員ら立会いによる事情聴取に対し「まりっか」は、

- * 2016年の高校1年生時の現代社会の授業で部落問題について触れたことをきっかけに示現舎のサイトにアクセスしたこと
- * 2017年2月から3月にかけて『復刻版 全国部落調査』データを3冊印刷して製本したこと
- * 2019年1月に「メルカリ」で最初の1冊を販売し5555円で落札されたこと
- * 2冊目は3500円で、3冊目は5000円で落札されたこと
- * 予想外の高価格で売れたことから、2019年1月下旬にさらに2冊を追加製本したこと
- * 『復刻版 全国部落調査』が出版禁止の仮処分となっていること、本訴が提起されていることはネット上の情報で知っていたこと
- * 2019年3月22日にネットニュースで自らの販売行為が記事となっていることに気づき、大きな問題になっていることに驚き、記事に記載されていた佐賀県人権・同和対策課に電話連絡したこと
- * 同年3月29日に、佐賀県人権・同和対策課で面談が実施された際に追加製本した2冊は同課に引渡しを行なったこと

などの経緯を陳述している（甲351号証）。

『復刻版 全国部落調査』に対する出版禁止の仮処分が発令された当時、被告宮部は自らのツイッターで

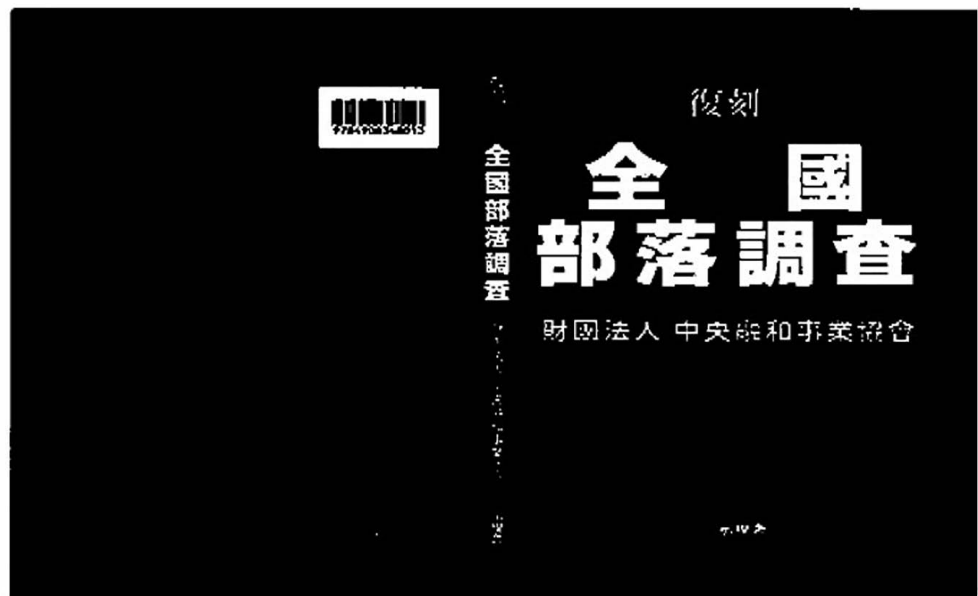


鳥取ループ@示現舎 @tottoriloop · 4月12日

復刻・全国部落調査の印刷用データを公開
します。欲しい方は各自製作してくださ
い。

files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E5%

...
#部落



← 28 40 ...

などと『復刻版 全国部落調査』のデータをインターネット上でばら撒いているこ
とを告知し、直ちにダウンロードできるようにしたほか、



鳥取ループ@示現舎 @tottoriloop · 3月31日

全国部落解放協議会メルカリ支部が発足しました

mercari.com/jp/u/362243428/

#部落



フリマアプリ-メルカリ フリマでかんたんショッピング
全国部落解放協議会は全国にちらばる300万のきょうだいのために部落解放運動を行う大衆団体です。会則
(抜粋) 第1条 本会を全国部落解放協議会と称す...
4.5/5.0 stars - 127,433 ratings



5



8



鳥取ループ@示現舎 @tottoriloop · 3月31日

「フリマアプリ界の西成」という誇り高い異名のあるアプリがあるそう。匿名配送に対応しているので、自分の素性を知られず取引できるのだと。

独り言です。



5



8



などと発言して、匿名性が高い取引が実施できるネット上のフリーマーケットとして「メルカリ」を紹介しているのである（事実、「まりっか」も自ら販売した3冊の販売先を知らないと陳述している）。

なお、被告官部の悪質性は、「独り言です」などとあざとい言い訳をしながら『復刻版 全国部落調査』のデータを「メルカリ」で販売することを推奨している点にも表れている。

佐賀県における「メルカリ」を利用した『復刻版 全国部落調査』の販売は、本件出版の直接的な形での二次被害であることは明白であり、被告らの本件各行為による人権侵害は日々刻々と拡大していることを示している。

(5) 埼玉県春日部農林振興センター事件（2019年発生）

2019年5月、春日部市所在の春日部農林振興センターを訪れた男性が「A社

の資材置場を拡張するとのことだが、そのために必要な農地転用は許可しないでくれ」という趣旨の発言をするとともに、同所職員に住宅地図を広げて見せた。当該地図は、地図上に記載のある被差別部落の周囲が丸線で囲まれていた。また、当該男性は「同和地区 Wiki」（時期から見てミラーサイトの可能性が高い）のコピーを持参し、上記地図上に丸線で囲んだ同和地区に関する記載を示しながら、A 社の関係者が解放運動に携わっており、故に通常では許可されない農地転用を強引に推し進めようとしているという趣旨の「クレーム」を述べた。同所職員は「そのようなことはしない」旨繰り返し回答したが、男性は約30分ほど同様の「クレーム」を行なった。

このように、被告官部が開設した「同和地区 Wiki」およびそのミラーサイト上に掲載されている情報は具体的な形で部落差別を産んでおり、原告らが陳述書で繰り返し訴えている「不安」が単なる危惧感ではなく実際に部落差別として襲いかかってくる現実を示している、

(6) まとめ

以上のとおり、被告らが『復刻版 全国部落調査』にかかる情報をインターネットを通じてばら撒いたことにより、新たに具体的な形で部落差別事件が複数発生している。

また、全国各地で同和地区の場所を尋ねる電話などが相次いでいることは原告らの陳述書によっても明らかである。

インターネット上に一度ばら撒かれた情報については、ばら撒かれる前の状態（すなわち、情報がアップされていない状態）に戻すことは極めて困難である。被告らの行為によって全国で部落差別事件が引き起こされているのであり、被告らの本件各行為の悪質性は極めて高い。

2 法務省は官部らの行為への対策を強めていること

法務省は、2018年(平成30年)12月27日、各法務局の人権擁護部長・地方法務局長宛に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件および処理について」と題する通知を発し(法務省権調第123号 甲352号証)、特定の地域が同和地区である(あるいは同和地区であった)旨の記載のあるインターネット上の情報について、従来の「不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的」が存在する場合にのみ対応するとしていた通知を見直し、部落差別には別段の考慮が必要であるとして、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるもの」であるとして、「原則として削除要請等の措置の対象とすべきもの」としている。

同通知は、部落差別に関する「別段の考慮」としては、

部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を確定するための地域概念とされてきたものである。

このような地域概念と密接に結びついていた部落差別は、個人の尊厳や法の下での平等を基本的価値とする原稿法秩序とおよそ相容れないものである。それにもかかわらず、このような身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという根拠の乏しい認識が国民の一部に残っている

このような現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的権利等を侵害するものと評価することができ…違法性のあるもので

あるということができる。

などの事情を挙げている。

被告らは被告示現舎のホームページなどで「部落探訪」と題して全国の被差別部落を訪ね歩き、個人宅や個人の自動車などのプライバシーに密接に関わる情報を写真データとして掲載し続けている。

法務省がこのように同和地区の所在を摘示するインターネット上の情報について原則として違法である旨明示して、その対策の強化を図っている理由は、被告らの本件各行為を原因として、全国の被差別部落・同和地区を明示する形式で部落差別を行う事件が多発しているからに他ならない。

被告らによる複製版『全国部落調査』情報のインターネット上でのばら撒きは法務省も対策強化に乗りださざるをえないほど広範な被害を生じているのであって、全く許されない行為であることは明らかである。

以上